

ニセコ町教育交流センター設置及び管理に関する条例案の縦覧

「ニセコ町教育交流センター設置及び管理に関する条例」の制定について、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項の規定に基づき、公表し意見を求める。

令和7年11月21日

ニセコ町長 田 中 健 人

記

- 1 制定予定の条例名 ニセコ町教育交流センター設置及び管理に関する条例
- 2 条例の制定案 別紙（案）のとおり
- 3 制定の理由 令和8年度に開校するニセコ町立ニセコ国際高等学校を核とした人材育成と地域づくりの実践により地域の活性化に資するため、通学が困難な事情のある生徒の寄宿の利用に供するとともに、生徒と地域内外の人材との交流を通じた学びの場として活用するための拠点として、ニセコ町教育交流センターの設置及び管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 4 公表の期間等
 - (1) 縦覧の期間 と き 令和7年11月21日(金)から12月 4日(木)まで
ところ ニセコ高等学校、町ホームページ
 - (2) 意見の受付期間 と き 令和7年11月21日(金)から12月 4日(木)まで
ところ ニセコ高等学校
- 5 提出された意見項目の公表等
と き 令和7年12月 5日(金)
ところ 町ホームページ
- 6 本縦覧に関するお問合せ先
ニセコ教育委員会総合教育課高校教育係
担当：係長 松田 真啓 不在時：主査 荒川 朋輝
電話：0136-44-2224 FAX：0136-43-2031
執務時間：8時10分から16時55分